

## 改正

平成13年7月10日要綱第84号

平成15年3月31日要綱第22号

平成15年9月30日要綱第82号

平成19年1月16日要綱第3号

平成20年7月31日要綱第122号

平成27年12月28日要綱第135号

平成28年3月31日要綱第59号

### 調布市訪問入浴サービス事業実施要綱

調布市巡回入浴サービス事業実施要綱（昭和52年10月1日制定）の全部を次のように改正する。

#### 第1 目的

この要綱は、家庭において入浴することが困難な身体障害者に対し、訪問入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを行うことにより福祉の向上を図ることを目的とする。

#### 第2 身体障害者

この要綱において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。

#### 第3 対象者

訪問入浴サービスを利用することができる者は、次の各号に掲げる要件を備えた身体障害者とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有し、常時臥（が）床の状態又はこれに準ずる状態にあること。
- (2) 医師が入浴を可能と認めたこと。
- (3) 家族等の介護によって入浴させることができないこと。
- (4) 伝染性疾患のないこと。
- (5) 65歳以下であること。
- (6) 介護保険法第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者でないこと。

#### 第4 申請及び決定

訪問入浴サービスを利用しようとする者は、訪問入浴サービス申請書（第1号様式）に、意見

書（第2号様式）及び訪問入浴車利用承諾書（第3号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査のうえ、利用の可否を決定するとともに、第5第1項に規定する利用料を、訪問入浴サービス決定（却下）通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

## 第5 利用料

訪問入浴サービスの決定を受けた者（以下「利用者」という。）及びその保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）は、調布市福祉サービス利用料及び使用料の額等を定める規則（平成27年調布市規則第32号）別表に定める利用料を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する利用料は、訪問入浴サービスを利用した日の属する年度（当該利用した日の属する月が4月から6月までのものにあつては、その前年度）の課税状況により算定するものとする。
- 3 第1項に規定する利用料は、当該利用者の四半期ごとの利用料の合計額を、請求書に明細を添付して当該利用者へ送付し、利用者及びその保護者は、これを支払うものとする。

## 第6 遵守事項

利用者及びその介護者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 病気その他の理由により訪問入浴サービスを利用できないときは、遅くとも当該利用の日の前日までにその旨を市長に届け出ること。
- (2) 前号に掲げるもののほか訪問入浴サービスの利用については、係員の指示に従うこと。

## 第7 利用料の変更

市長は、第4の規定により決定した利用料の額に変更があつた場合には、訪問入浴サービス利用料変更通知書（第5号様式）により当該変更の決定を受けた者に通知するものとする。

## 第8 派遣の中止又は廃止

市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、訪問入浴サービスの利用を一時中止し、又は当該利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) 入院又は施設等に入所したとき。
- (3) 利用者から中止又は辞退の申出があつたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、訪問入浴サービスの利用を不相当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により訪問入浴サービスの利用を一時中止し、又は当該利用の決定を取り消したときは、その旨を当該中止又は取消しの決定を受けた者に通知するものとする。

## 第9 事業の委託

市長は、訪問入浴サービス事業を社会福祉関係団体、介護保険事業者等に委託して行うものとする。

- 2 前項の委託に要する費用は、毎年度予算で定める。
- 3 前2項に規定するもののほか委託について必要な事項は、委託契約により規定する。

## 第10 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則（平成13年7月10日要綱第84号）

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

### 附 則（平成15年3月31日要綱第22号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則（平成15年9月30日要綱第82号）

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

### 附 則（平成19年1月16日要綱第3号）

- 1 この要綱は、平成19年1月17日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市訪問入浴サービス事業実施要綱の規定は、平成18年11月1日以後の利用に係るものについて適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。

### 附 則（平成20年7月31日要綱第122号）

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市訪問入浴サービス事業実施要綱の規定は、平成20年8月1日以後の利用に係るものについて適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。

### 附 則（平成27年12月28日要綱第135号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。  
（調布市訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 4 第3の規定による改正前の調布市訪問入浴サービス事業実施要綱の様式は、その残品の存する

間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年 3月31日要綱第59号）

この改正は、平成28年 4月 1日から施行する。

**第 1号様式**（第 4 関係）

第 2号様式（第 4 関係）

第 3号様式（第 4 関係）

第 4号様式（第 4 関係）

第 5号様式（第 7 関係）